

Q942. 運送業における皆勤手当や無事故手当は、除外賃金である「臨時に支払われた賃金」に当たりますか？

運送業における皆勤手当は、実際の出勤・欠勤状況等によって、また、運転手に対する無事故手当については実際の事故の存否・頻度等の状況によって、個別的に査定を経て支給されている場合は、除外賃金である「臨時に支払われた賃金」に該当します。

皆勤手当や無事故手当の名目で支給されていても、定額で一律の支給がなされている場合は、臨時性を欠くことから、「臨時に支払われた賃金」に該当しません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成